

## 善光寺表参道ウォーカブル推進事業支援業務委託仕様書

### 1 業務名

善光寺表参道ウォーカブル推進事業支援業務委託

### 2 業務箇所

長野市大字南長野新田町外

### 3 業務期間

契約日 ～ 令和10年3月31日まで

### 4 業務の背景

近年、人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化により地域活力の低下が懸念されるなか、国土交通省では街路空間を「車中心」から「人中心」の空間へ転換し、「居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちなか」を形成することで、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活の実現に向けた施策を推進している。

本市においても、昭和54年度の長野市総合都市交通施設整備事業基本計画に示される交通セルの考え方を基に、長野駅から善光寺までを結ぶ善光寺表参道（中央通り）の歩行者優先道路化事業に取り組んでおり、新田町交差点から大門交差点までの区間については平成27年に整備が完了した。

長野駅前から新田町交差点までの未整備区間（以下、「対象区間」という。）については、令和4年2月に策定した「長野中央西地区市街地総合再生基本計画」において、「中央通りウォーカブル推進事業」として重点プロジェクトに位置づけた。また、令和5年度から地域関係者と「中央通りを軸としたまちづくり勉強会」（以下、「勉強会」という。）を立ち上げ、対象区間の特徴や課題等を踏まえた将来像や、その実現に向けた具体的な取り組みについて検討を進めてきた。さらに、勉強会での成果を基に今後実施する社会実験に向けて、令和7年度末には、社会実験の実施主体となる「長野駅善光寺口みらいストリート実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）及び、社会実験の企画・運営を検討する実行委員会の下部組織「作業部会」が設立された。

### 5 業務の目的

本業務は対象区間について、ウォーカブルな道路空間の形成により、まちの賑わいを創出することを目指し、地区内の交通のあり方や都市景観の方向性などを踏まえつつ、市民・観光客などの全ての来街者による回遊性向上や沿道事業者等による道路の利活用を見据えた空間整備のあり方を検討するものである。

また、勉強会の成果を基に実施する社会実験の企画及び効果検証の支援を行うとともに、それらに必要な調査・分析を行う。

各種調査や社会実験の効果検証等を基に、対象区間におけるウォーカブルな道路空間形成の方向性を検討し、再整備方針案及びデザイン方針案を作成することを目的とする。

## 6 業務内容

### (1) 計画準備

業務着手にあたり、発注者が提供する過年度の成果を基に、本業務に関連するこれまでの取組や経過を把握し、これらを踏まえ、調査内容・実施フロー・工程等に係る業務計画書を作成する。

### (2) 基礎調査

現地踏査や発注者が提供する資料などから、対象区間の道路及び沿道の土地、建物及びその他工作物等の現況を図上で整理する。また、長野市総合都市交通施設整備事業基本計画における交通セル、トランジットモールなどの考え方について、今日的視点からの検証を行うとともに、関連計画における本事業の位置付け・基本方針の確認や、既存の調査資料などから、対象区間における歩行者、自動車の通行量や公共交通機関の運行状況等、現況の把握・分析をし、対象区間の道路空間再編に係る課題を整理する。

### (3) 作業部会の実施支援

社会実験の企画・運営を検討する作業部会の実施支援を行う。開催回数は、2ヵ年で7回程度を想定しており、受託者は開催に際して発注者の求めに応じ、資料の作成、当日の出席、ファシリテート及び意見のとりまとめ等の実施支援を行う。

### (4) 社会実験の準備

作業部会及びその上位組織となる実行委員会の検討内容に基づき、社会実験候補地における歩行者空間創出のため設置するアイテムの配置、デザイン、素材、数量等を計画・設計し、配置計画をレイアウト図にまとめ、社会実験実施案を作成する。また実施案を基に、実施に向けた必要資材や人員体制並びに来街者への情報発信方法等の整理を行う。

資材は長野市保有品などで再利用できるものは活用しながら、購入・レンタル手配等必要になるもののリストアップ、費用算出を行う。社会実験は令和8年度秋、令和9年度春・秋の3回実施する想定であり、中でも令和9年度春に予定されている善光寺御開帳期間に併せた実施をマイルストーンとしながら、実施計画を組み立てていくこととする。

社会実験の実施期間は令和8年度秋、令和9年度秋はそれぞれ7日程度を想定、令和9年度春は30日程度を想定しているが、詳細は発注者及び地元関係者との協議により決定するものとする。

なお、リストアップした資材の購入・制作等は本業務内容には含めないものとする。

### (5) 分析指標・観測方法の検討、効果検証

社会実験実施案を基に、実施にあたり効果を検証する調査項目及びデータの観測方法の検討を行う。社会実験実施の際は、検討した調査項目・観測方法に基づき調査を行い、データの集計・分析から得られる結果を基に効果検証を行う。なお、効果検証にあたっては、歩行者の行動変化、道路空間再編に伴う交通の影響、及び周辺住民との合意形成に向けた社会実験における関心

度・満足度の変化を確認出来る調査・分析を取り入れた計画・実施とすること。

(6) 道路空間再編に伴う交通流調査・影響分析

発注者より提供する過年度の交通量調査結果やトラフィックカウンターデータ、(5)による社会実験中の観測データ等を踏まえた上で、必要となる交通量調査等を計画・実施しながら、対象区間における交通処理面から歩行者優先道路化の実現性について評価、また対象区間の再編における周辺道路への影響を予測・評価する。

(7) 整備イメージの検討・提案

(5)(6)の検討結果を踏まえ、対象区間を軸に周辺道路を含めて求められる街路機能の設定や、歩行者空間としてあるべき姿を踏まえたうえで、交通処理の検討や標準的な断面構成の検討、空間設計及びデザイン方針の検討・提案を行う。

(8) 整備計画案の作成支援

(7)における検討や、地域沿道関係者や交通事業者、専門家等との意見交換・協議を踏まえ、具体的なアクションプランとして、対象区間での再整備方針を示す整備計画案を作成する。

なお、整備計画案作成にあたっては交通計画及び景観デザインの考え方と整合を図り、以下の項目をとりまとめたものとする。

- ① 空間コンセプト
- ② 道路再編の空間配分パターンの比較・評価
- ③ 平面計画・断面構成
- ④ デザイン方針
- ⑤ 道路利活用の方針
- ⑥ イメージパース
- ⑦ 整備スケジュール

(9) 打合せ協議

業務の円滑な遂行のため、令和8年度は業務着手時、中間時（3回/年）及び成果品納品時に、令和9年度は年度着手時、中間時（3回/年）及び成果品納品時にそれぞれ打ち合わせを行う。業務着手時、年度着手時及び成果品納品時には、担当技術者のほか、監理技術者又は照査技術者が同席するものとする。

7 業務委託成果物

本業務において作成する成果物については、次のとおりとし、詳細は契約時に発注者と協議の上決定するものとする。

- (1) 令和8年度
  - ・中間報告書 A4版ファイル綴じ2部、電子データ
- (2) 令和9年度

- ・業務報告書 A4版ファイル綴じ2部、電子データ
- ・整備計画書(案) A4版2部、電子データ

## 8 成果品の検査等

- (1) 受託者は、本仕様書7で成果物として指定された提出文書等一式を納品し、発注者の成果品検査を受けること。
- (2) 成果品の検査において指摘された修正箇所は、直ちに修正すること。
- (3) 業務完了後において、成果品に瑕疵が発見された場合、受託者は発注者の指示に従い必要な措置を受託者の負担において行うものとする。
- (4) 発注者の検査員の成果品検査合格をもって業務の完了とし、本業務で新たに発生する著作権をはじめとする成果品の全ての権利は、発注者に帰属するものとする。また、成果物に含まれる構成素材(写真、イラスト等)を利用して、発注者が二次的著作物を作成することについて許諾すること。

## 9 支払い条件

委託料の支払いは2ヵ年に分けて行うこととし、適法な請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

- (1) 令和8年度  
7(1)に関わる中間成果品検査完了後、8,000千円を上限として支払うものとする。
- (2) 令和9年度  
7(2)に関わる最終成果品検査完了後、契約金額から令和8年度の支払額を控除した額を支払うものとする。

## 10 その他

- (1) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、発注者との緊密な連携を図るとともに、進捗に応じて発注者の指示により報告を行い、また、本件調査に必要な情報収集に活用した資料を提出するものとする。
- (2) 市が所有する既存資料及び必要な資料は、借用書を交わした上で貸与するものとし、使用后又は業務終了後に速やかに返納すること。
- (3) 個人情報保護に関する法律に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。  
本業務により取得した個人情報は、成果品納入後、ただちに適正な方法により廃棄・消去すること。
- (4) 業務の再委託について  
ア 受注者は、業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。  
イ 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また、本仕様書に定めのない事項については、速やかに発注者と協議すること。

## 個人情報取扱特記事項

(個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止)

第1 受注者は、本業務を行うために発注者から引き渡された個人情報を改ざん、滅失及び損傷してはならない。

(個人情報の漏えいの禁止)

第2 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の取扱いを伴う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(委託目的以外の個人情報の使用禁止)

第4 受注者は、本業務を行うため、個人情報を取扱う場合には、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第5 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、本業務を行うために発注者から引き渡された個人情報を、複写及び複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 受注者は、本業務を行うために取扱う個人情報の改ざん・滅失・損傷・漏えい等があった場合には、発注者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

(個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務)

第7 受注者は、本業務を行うため、取扱う個人情報が不要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに個人情報が掲載された資料等を返還、又は破棄しなければならない。

(事業所内からの個人情報の持出しの禁止)

第8 受注者は、本業務を行うために必要な場合を除き、事業所内から個人情報を持ち出してはならない。